

構造計算適合性判定結果通知書

構造判定通知番号

平成 年 月 日

殿

株式会社 建築構造センター
代表取締役社長 田野邊 幸裕 印

建築基準法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される同法第6条第8項又は同法第6条の2第5項の規定に基づき、同法第20条第二号イ又は第三号イの構造計算について判定した結果を下記のとおり通知します。

記

1. 判定した建築物

- (1) 確認申請受付番号 :
(2) 建築物の名称 :
(3) 構造計算適合性判定受付番号 :
(4) 構造計算適合性判定受付日 :

2. 判定結果

- 適正に行われたものであると判定する。
 適正に行われたものであると判定しない。
【適正に行われたものであると判定しない場合の理由】

3. 建築主事等が指摘した留意事項に対する回答その他判定における所見
別添「判定の所見等」のとおり

4. 専門家委員からの意見聴取

- 意見を聴取した。 意見を聴取しなかった。
【意見を聴取した事項及び得られた意見】

5. その他

(連絡先)

株式会社 建築構造センター

担当 : 部

課

TEL :

FAX :

メールアドレス :